札幌市エイズ予防対策基本方針

昭和62年10月５日　副市長決裁
（最近改正　令和８年10月13日）

HIV（ヒト免疫不全ウイルス）は、日常生活において性的接触以外で他者に感染することは非常にまれであることから、最新の正しい知識とそれに基づく個人個人の注意深い行動により、多くの場合、予防することが可能である。

近年、HIVに感染している者であってエイズを発症していない状態のもの及びエイズ患者(以下「感染者等」という。)の我が国の新規報告数は2013年をピークに減少傾向にあり、抗HIV療法の進歩による感染者等の予後が改善した一方で、エイズを発症した状態でHIV感染が判明した者の割合はいまだに約３割を占めている。

本市においては、全国ほど明瞭な減少傾向は認められない状況が続いており、発生の予防及びまん延の防止、HIV感染の早期発見に向けて更に対策を進めていく必要がある。

後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針（令和７年11月10日厚生労働省告示第294号）では、予防の基本、複合的対策、個別施策層の実態把握、偏見・差別の撤廃、当事者の主体的関与、施策の評価等について改正が示された。

本市においても上記指針の改正を反映し、予防対策の基本方針を定める。

第１　予防対策の基本方針

本市のエイズ対策の基本方針は、次に掲げる事項とし、行政及び関係機関、患者団体を含む非営利組織又は非政府組織（以下「NGO等」という。）が連携して、対策を推進することを定める。

１　人権の尊重
２　発生の予防及びまん延の防止
３　医療の提供
４　施策の評価

第２　対策の内容

１　人権の尊重

(1)　感染者等が医療・福祉のみならず就学・就労に際し不利益を被ることがないよう、医療機関、社会福祉施設、教育現場及び職場等における偏見・差別の発生を未然に防止するための十分な教育・啓発を行う。治療によりウイルス量が一定基準未満に抑え続けられていれば、性的接触により他者に感染することはないこと(Undetectable=Untransmittable。「U=U」)について普及啓発を図る。

(2)　感染者等の予防行動、検査及び医療へのアクセスの改善のため、市民へ多様性への理解を促す啓発を行う。

(3)　感染者等にかかる個人情報については、人権擁護の観点から保護の徹底を図る。

２　発生の予防及びまん延の防止

(1)　市民が自らの健康の問題として意識し行動を変えていくこと(行動変容)を促すため、近年の発生動向を踏まえ、市民の実状やライフスタイルに応じて最新の正しい情報及び知識を、分かりやすい内容で効果的な媒体により提供する

等の普及啓発を行う。

(2)　個別施策層のうち特に男性間で性的接触を行う者(Men who have sex with men。「MSM」)に対して、当事者及びNGO等と連携し、効果的な普及啓発を実施する。また、性風俗産業の従事者等に対しても普及啓発を促進する。

(3)　普及啓発及び教育に携わる人材に対して、研修等を実施することにより資質の向上を図る。

(4)　市民に広く検査・相談の機会を提供するため、受検者の利便性やニーズを考慮した検査・相談体制の充実を図る。

(5)　外国人の受検者が言語障壁、文化的障壁等により、検査・相談の機会の提供に支障が生じることがないよう、NGO等と協力し多言語での対応を充実させる。

(6)　HIV感染は他の性感染症の罹患と関係が深いことから、他の性感染症との同時検査や予防対策と連携した施策を実施する。

(7)　検査の結果が陽性であった者については、早期診断及び早期治療のため、確実に専門医療機関への受診につなげる。

３　医療の提供

(1)　感染者等が総合的な治療やケアを受けることができるよう療養環境の整備を引き続き強化する。

(2)　医療及び福祉の現場においては、HIVに感染しているという理由だけで医療従事者や介護従事者等が診療、サービスの提供等を拒否することや、消極的になること等はあってはならず、感染者等の基本的人権として、偏見・差別なく適切かつ必要な医療・福祉サービスを受けることを確保する。また、全ての医療機関、介護施設等において感染者等への対応が可能となるよう、関係機関は医療従事者、介護従事者等に対するHIV感染症・エイズに関する最新の正しい知識の普及啓発、教育を行う。

(3)　HIV感染以外の性感染症への罹患が疑われる者に対しては、HIV感染の早期診断及び感染者等に対する早期治療の開始のために、HIV検査の実施についても積極的に検討する。

４　施策の評価

市内の各機関が実施するエイズ対策については、それぞれの機能に応じた目標を設定し、各機関においてモニタリングを行い、関係機関で共有する。

附則

この方針は、昭和62年10月5日から施行する。

附則

この方針は、平成18年6月5日から施行する。

附則

この方針は、平成30年7月12日から施行する。

附則

この方針は、令和8年10月13日から施行する。